

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部地域文化センター
委 託 業 務 名	大津市北部地域文化センター昇降機保守管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市堅田二丁目
概 要	エレベータ及び付加装置 1 基に係る保守管理
契 約 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 4 年 3 月 9 日
契 約 金 額	1, 9 6 4, 1 6 0 円 （内消費税額等 1 7 8, 5 6 0 円）
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番地 4 3 〔名 称〕 東芝エレベータ株式会社 関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、点検対象設備のメーカーであり、当該設備に精通した技術者を有し、円滑かつ適正な実施が図れるため、上記の業者を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。